



高次脳機能障害支援養成研修の実施について

令和7年8月21日
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 障害福祉課

1 背景

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価として、以下の加算が新設された。

○ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)《60単位/日》

○ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)《30単位/日》

○ 高次脳機能障害者支援体制加算 《41単位/日》

これらの加算は、**高次脳機能障害支援養成研修の修了者の配置とその公表**が要件であり、研修の実施主体は都道府県であることが規定された。

2 現状と課題

■高次脳機能障害とは

脳梗塞や交通事故などによる脳外傷等により、脳機能が損傷を受けたことで、思考や記憶、言語、感情コントロール等の機能に障害が発生している状態を指し、記憶力や注意力が低下したり、感情や行動の抑制が困難になるなど、生活する上で必要な機能に影響が生じ、日常生活に支障をきたすことがある。

その特性上、**外見からは分かりにくい障害であるため、周囲から十分な理解を得ることが難しいほか、自分自身でも障害に気付きにくい**



適切な支援につながっていない…

どこに相談してよいかわからない…



3 課題解決に向けて

県が研修を実施することで…

高次脳機能障害支援における、**専門性の高い人材が養成**できる。

高次脳機能障害関連加算事業所が増えることで、**身近な地域で高次脳機能障害の特性に応じた専門性の高い支援が受けられる体制の構築**につながる。



高次脳機能障害者が暮らしやすい社会の実現



令和7年度新規事業として、高次脳機能障害支援養成研修を実施！

4 取組の内容

- 令和7年度神奈川県高次脳機能障害支援養成研修
 - ・国のカリキュラムに基づき、基礎研修(2日間)と、実践研修(2日間)を実施
 - ・【高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)】及び【高次脳機能障害者支援体制加算】の加算要件となる研修
 - ・定員60人(30人×2回)程度
 - ・対象者:県内の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、地域活動支援センター等において、高次脳機能障害者の支援に従事する従業者又は支援を予定する事業所の従事者

4 取組の内容

■研修のポイント

- ・基礎研修、実践研修の**講義**科目については、eラーニングによるオンライン実施
A日程： 8月18日～9月19日
B日程： 12月15日～1月16日
- ・基礎研修、実践研修の**演習**科目については、対面方式による実施
A日程： 9月30日、10月1日(神奈川県立近代文学館)
B日程： 1月31日、2月1日(かながわ労働プラザ)
- ・基礎研修、実践研修の**全科目の修了者**へ修了証を発行



【参考】高次脳機能障害支援養成研修実施要綱

令和6年2月19日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健課長 障障発0219第1号

令和6年2月19日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長 障精発0219第1号

1 目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とする。

【参考】高次脳機能障害支援養成研修実施要綱

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。なお、指定都市又は中核市(特別区を含む)で適切に実施できる場合には、事業の全部又は一部を委託することができる。

また、事業の全部又は一部を適切に実施することができると認められる団体等に委託することができる。

3 対象者

- ①障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等において高次脳機能障害者の支援に従事する従業者
- ②その他、医療機関や行政機関の職員等、本研修の実施主体が認める者

【参考】高次脳機能障害支援養成研修実施要綱

高次脳機能障害支援養成研修カリキュラム

<基礎研修>	◆対象:全ての障害福祉サービスの新人・若手職員等	
	◆研修のねらい:	
		<ul style="list-style-type: none">・ 障害福祉サービスの対象となる高次脳機能障害者について知る。・ 高次脳機能障害者の障害特性を理解し、日常的な支援での対応方法を習得する。

	時間	科目	内容
I 講義	360		
高次脳機能障害支援者基礎研修とは	40	基礎研修の趣旨説明	本研修の対象となる障害・研修の構成
高次脳機能障害とは		障害の定義	高次脳機能障害の定義・Q&A・各論の紹介
高次脳機能障害の診断・評価	40	障害特性の理解	典型画像と経過・症状の現れ方 問診・神経心理学的評価 【日常生活で気づくこと・留意すること】 医学的リハビリテーション 病院から地域へ 【診断書のポイント・地域支援体制】
病院で行うリハビリーション	40		
失語症とコミュニケーション支援	40		失語症と具体的な対応の要点
制度利用	40		障害者手帳と総合支援法サービスを中心に
相談支援	40		情報収集とアセスメント
生活訓練	40	地域におけるリハビリテーション	自立訓練(生活訓練)における支援の取組
復職・就労移行支援	40		障害福祉施設及び障害者雇用施策における取組
生活と支援の実際	40		就労継続支援 B 型事業所の例から

II 演習	360		
障害特性の理解:診断・評価体験	90	診断・評価体験	「順唱」「線分二等分」や「描画」等の体験(注意や記憶の働き等の理解) MMSE/WAIS/BIT/BADSなど、基本対応
障害特性に応じた支援	90	退院時の実際 情報収集とアセスメント	課題提示 グループ検討・発表 解説・質疑
		生活訓練の実際	課題提示 グループ検討・発表 解説・質疑
		復職・就労移行支援	課題提示 グループ検討・発表 解説・質疑

【参考】高次脳機能障害支援養成研修実施要綱

高次脳機能障害支援養成研修カリキュラム

<実践研修>	<p>◆対象：サービス管理責任者、相談支援専門員などの高次脳機能障害者支援の経験者等</p> <p>◆研修のねらい：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種連携（チームアプローチ）の重要性を理解する。 ・高次脳機能障害者の支援の短期的な方向性（個別支援計画等）を立てができるようになる。
---------------------	---

	時間	科目	内容
I 講義	400		
障害特性に応じた支援・地域の支援体制	40	障害特性に応じた支援	地域における高次脳機能障害の支援体制
認知症との共通点と相違点	40		認知症との共通点と相違点
発達障害との共通点と相違点	40		発達障害との共通点と相違点
小児期における支援	40	ライフステージに応じた支援	小児期発症の高次脳機能障害の特徴／復学支援
長期経過とフォローアップ	40		各ライフステージにおける高次脳機能障害の特徴／支援
多職種連携・地域連携；チームアプローチの重要性	40	チームアプローチの重要性と支援の原則	地域連携とチームアプローチ
多職種連携・地域連携；家族（きょうだい）支援・当事者家族会の活動	40	家族（きょうだい）支援・当事者家族会の活動	高次脳機能障害者家族支援
コミュニケーション支援	40	コミュニケーション支援（地域生活・職場での支援）	失語症・高次脳機能障害によるコミュニケーション障害の理解
支援の実践的な枠組みと記録	40	支援の実践的な枠組みと記録	支援の実践的な枠組み・プロセス／アセスメント票と支援の手順書の理解／記録方法
自動車運転再開支援	40	自動車運転再開支援評価・手続き	高次脳機能障害者の自動車運転支援に関する法制度、運転評価、課題や留意事項などの理解

II 演習	360		
障害特性の理解と対応方法	180	1. 障害特性の理解と対応方法 2. 障害特性とアセスメント	高次脳機能障害者の心理と対応法の理解 障害特性に基づくアセスメント グループワーク（障害特性の把握と対応方法のディスカッション） 対応方法演習（ロールプレイ） グループワーク及び発表（対応方法の振り返りと支援計画検討）
	180		強みや好みを活かす視点 環境調整の考え方 環境調整の方法 行動の記録の方法 記録の整理と分析 再アセスメントと手順書の修正 チームアプローチを学ぶ（個別支援計画作成演習） グループ検討／まとめ
環境調整による支援と記録に基づく支援の評価	180	1. 環境調整の考え方と方法 2. 記録の収集と分析	

【参考】高次脳機能障害関連加算

■ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)《60単位/日》

○対象サービス

計画相談支援、障害児相談支援

○算定要件

高次脳機能障害支援養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

■ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)《30単位/日》

○対象サービス

計画相談支援、障害児相談支援

○算定要件

高次脳機能障害支援養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

【参考】高次脳機能障害関連加算

■高次脳機能障害者支援体制加算 《41単位/日》

○対象サービス

生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練、生活訓練)
就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

○算定要件

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上あって、高次脳機能障害支援養成研修を修了した従業者を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。